



2021 (R3) 年 12 月 08 日


令和 3 年 12 月 1 日に開催された内閣府沖縄総合事務局「首里城復元に向けた技術検討委員会（第 2 回）」の資料 4 における「暫定的な結論（案）：令和復元においても、大龍柱の向きは平成復元を踏襲する」に対する抗議声明・要請文

内閣府沖縄総合事務局

局長田中愛智朗殿

首里城再興研究会（共同代表：友知政樹 

絵図から考える首里城の会（代表：佐久本伸光 

首里城正殿大龍柱を考える会（代表：大田朝章 

（順不同）

内閣府沖縄総合事務局「首里城復元に向けた技術検討委員会」は、令和 3 年 12 月 1 日に開催された第 2 回の同委員会の資料 4 において、「「御普請絵図帳」（1846 年）からフランス海軍古写真（1877 年）までの約 30 年間に於いて、大龍柱の向き等に変更があった」という内容があくまでも仮説であるにすぎないにもかかわらず、「大龍柱の向き等に変更があったことは明らか」であると学術的な根拠を示すことなく拙速に断定し、「暫定的な結論（案）」として、「令和復元においても、大龍柱の向きは平成復元を踏襲する」としている。このあまりにも見切り発車的な結論にいたるのに同委員会が「ふまえた」「検討結果」について、「約 8 名の琉球史研究者が分担を決め、尚家文書や関連記録などの膨大な資料を調べた」が、「大龍柱の向きに変更を加えたことを示す明確な記述は見出せなかった」と証拠がないことを自ら露呈しているにもかかわらず、「暫定的な結論（案）」として「令和復元においても、大龍柱の向きは平成復元を踏襲する」とした、誰にでもわかるような論理矛盾を含みかつ誤った結論を導き出している。これはまさしく木に竹を接ぐやり方で、沖縄の学術史上における前代未聞の事態である。

また、同委員会による「フランス海軍古写真と「寸法記」、「百浦添御普請絵図帳」はほぼ一致しているが、正殿の内部や外部の復元の根拠としたのは後者の情報であり、大龍柱の向きについてもその情報に依拠することとした」とする極めて独断的で非論理的かつ非科学的な結論は、歴史資料のつまみ食い以外何物でもない。ちなみに、「寸法記」、

「百浦添御普請絵図帳」に描かれている大龍柱の前脚の位置が実際とは逆に描かれていることや、欄干上の獅子の向き、柱の数などが実際と違うという矛盾点を同委員会は完全に無視しており、これはご都合主義的であると言わざるを得ない。

加えて、鎌倉芳太郎氏が書き写した「寸法記」がつまり写本であり、「百浦添御普請絵図帳」とほぼ全く同図であるため、鎌倉写本の「寸法記」が確かに1768年に描かれた「寸法記」原本の写しであるのか疑問を呈する研究者もいるなかで、「寸法記」と「百浦添御普請絵図帳」を復元対象年代の根幹的資料とする同委員会がこの疑問に全く答えられないのは欺瞞としか言いようがない。

さらに、同委員会は「王府絵師たちが…(中略)…高いレベルの図法技術を持っていたことが確認できた。正面向きの大龍柱を描くのが困難だったために、便宜的に向き合う姿態として描いたという推測は成り立たないことが確認できた」としているが、当時の王府絵師たちの技術が拙かったから、正面向きの大龍柱を横向きにしか描けなかったなどとの指摘があるのではなく、絵図では認識されやすい向きにもものを描く傾向があり、絵図だけでは向きは特定できない、絵図とはそういうもの、という絵図研究専門家らの指摘に全く答えず、議論のすり替えを行い、絵図の解釈を強引にねじ曲げ続けている。

また、同委員会による同資料には、大龍柱の「遺物・残欠の検討」と記しながらも、大龍柱の遺物に実際に見られるノミ跡が大龍柱は本来的に正面を向いていたとする研究結果に触れることなく完全に無視・黙殺している。

大龍柱を含む首里城の復元は寄附金が充てられる。首里城の本来的な所有者であるウチナーンチュの意見が圧倒的に「大龍柱は正面向き」であり続けてきたことは、昨年11月22日、沖縄県立博物館・美術館における公開討論会でも示されたように、正面向きの決定的写真資料に裏づけられた、まさしく沖縄の「民意」である。今回の結論は、多くのウチナーンチュと沖縄県民を愚弄したのであり、多くの寄附者に不信感と失望感を抱かせた。明らかに将来に禍根を残すような、「令和復元においても、大龍柱の向きは平成復元を踏襲する」とした同委員会の「暫定的な結論(案)」を撤回し、大龍柱の向きを正面向きとすることを、抗議の意をもって強く要求する。

併せて、同委員会委員長・高良倉吉氏が記者会見において発表した2022年1月30日に開催が予定されている「説明会」は、大龍柱についての質疑応答に十分な時間をとったうえでの、オープンかつ双方向的な方法で行われるべきことも、抗議の意をもって強く要求する。

以上